

(別紙)

鶴岡市創業支援等事業計画に定める特定創業支援等事業

創業支援機関	認定事業の名称	認定基準時間
公益財団法人 庄内地域産業 振興センター	創業支援講座	指定分野の複数の講座を受講する。(1ヶ月以上28時間(4回以上)以上)・一部の講座を修了できなかった場合は、創業個別相談を受ける。(1回1時間以上)
	創業個別相談	起業家育成施設のsmallオフィスに入居またはコワーキングスペースを利用。 1ヶ月以上にわたって4回(1回当たり1時間)以上継続的な創業支援を受ける。
鶴岡商工会議所	創業塾	創業塾を修了する。 全日程を受講できなかった場合は、不足する知識を個別相談で補足することで修了とみなすことができる。
	創業個別相談	1ヶ月以上にわたり1回1時間程度の講習を4回以上行う。
出羽商工会	創業塾	創業塾を修了する。 全日程を受講できなかった場合は、不足する知識を個別相談で補足することで修了とみなすことができる。
	創業個別相談	1ヶ月以上にわたり1回1時間程度の講習を4回以上行う。
日本政策金融公庫	創業個別相談	1ヶ月以上にわたり1回1時間程度の講習を4回以上行う。
山形県信用保証協会	創業個別相談	1ヶ月以上にわたり1回1時間程度の講習を4回以上行う。
鶴岡信用金庫	若手経営者塾	若手経営者塾を修了する。 全日程を受講できなかった場合は、講義映像の視聴または創業個別相談により不足する知識を補足することで条件充足とみなすことができるものとする。
	創業個別相談	1ヶ月以上にわたり1回1時間程度の講習を4回以上行う。
荘内銀行	創業個別相談	1ヶ月以上にわたり1回1時間程度の講習を4回以上行う。
山形銀行	創業個別相談	1ヶ月以上にわたり1回1時間程度の講習を4回以上行う。
きらやか銀行	創業個別相談	1ヶ月以上にわたり1回1時間程度の講習を4回以上行う。

※上記の事業により、創業に必要な【経営】【財務】【販路開拓】【人材育成】等の知識を得られるよう支援する。